

## 奈良県決定

建築基準法第51条ただし書の規定による  
産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

次の付議案を提出する。

令和7年11月19日

奈良県都市計画審議会会長

第 3 号議案

建築基準法第 5 1 条ただし書の規定による  
産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

名 称	位 置	敷地面積
福源商事株式会社 五條工場	五條市出屋敷町 186 番 56、361 番 23、361 番 25、 近内町 1097 番 35、1097 番 36、 1097 番 39、1104 番 51、1104 番 52	40,010.38 m <sup>2</sup>

理由 五條市出屋敷町及び近内町（工業地域）に位置する、廃小型家電及び建設廃棄物の破碎・選別を行う既存の産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設において、処理品目の追加及び処理能力の変更を行うものである。